



九条みなみそうま

「みなみそうま九条の会」会報 No.427

2025(令和7)年10月10日(金)発行

治安維持法施行から100年 1925(大正14)年に制定。初めは天皇制反対や共産主義思想の取り締まりでしたが、次第に国民の一切を拘束する悪法になり、憲法学者鈴木安蔵を初適用で検挙、小林多喜二を拷問で虐殺したのもこの法律でした。戦後に廃止されますが、形を変えて「スパイ防止法」として制定をめざす政党も出てきました。

皆さんはどう思われますか？ 参政党の「憲法構想案」

7月の参院選で若者などに支持が拡大し、議席を大きく増やした参政党ですが、どんな日本をめざしているのか不安です。5月に発表された参政党の「憲法構想案」を「日本国憲法」と比較してみました。

参政党の「新日本憲法（構想案）全33条▲



＜現在の日本国憲法と、参政党「新憲法構想案」の比較＞

	現在の「日本国憲法」では	参政党の「新憲法構想案」
天皇 國民主 權	第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。	第1条 日本は、天皇のしらす(※治める)君民一体の国家である。 第3条 天皇は元首として国を代表 第4条 国は、主権を有し、独立して自ら決定する権限を有する。
國 民 基 本 的 人 権	第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	3 国号は日本、国語は日本語、国歌は君が代、国旗は日章旗である。 第5条 国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にする心を有することを基準として、法律で定める。 2 国民は、子孫のために日本をまもる義務を負う。
教 育	第23条 学問の自由はこれを保障する。	第9条4 教育勅語など歴代の詔勅、愛国心、食と健康、地域の祭祀や偉人、伝統行事は、教育において尊重しなければならない。
戦 争 の 放 荐 戦 力 ・ 交 戰 権 の 否 認	第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	第20条 国は、自衛のための軍隊（自衛軍）を保持する。 2 自衛軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が有する。 5 軍事裁判所を設置し、その構成は法律で定める。
自 衛 軍		

参政党のこの「憲法構想案」はまるで戦前に戻ったかのようです！

- 日本は「元首の天皇」が治める国ではまるで戦前に逆戻りです。「国民主権」は？
- 国際主義の時代に、「日本国民」は父母が日本人でないとダメなんですか？
- 「教育勅語」は戦後の昭和23年6月の国会で排除失効ですが、また持ち出すなんて！
- 国民主権、基本的人権、平和主義の「憲法の三大原理」は明記されていませんが…
- 憲法は、国や政府の暴走から国民を守るという「立憲主義」は無視されています。

子どもたちの言葉に耳をすます

中村 晋



福島県立高校教諭

政治家がついに核保有を語りだした

先日、ある国會議員の一人から、こんな発言が飛び出しました。

「核武装が最も安上がりで最も安全を強化する策のひとつ」

言うまでもなく参政党さや氏です。私見として述べたとのことです。私見といつても政治家である以上それは公的なもの。公人がこのようなことを堂々と発言する状況に、「日本のレベルもここまで来たか」との思いを禁じ得ませんでした。

そもそも、核兵器を持とうとする発想自体、時代錯誤も甚だしいと私は感じています。すでに2017年には、核兵器禁止条約が国連で採択され、条約採択に向けて運動を推し進めたICAN

アメリカによるイランの核施設への爆撃を世界は止められませんでした。核兵器禁止条約があつても、なお核をめぐる懸念を払拭できずにいる状況は否定できません。

また、核兵器禁止条約は、核の平和利用を否定していいという課題もあります。つまり原発に関しては肯定しているのです。批准国を増やすための方便だったと言わっていますが、甚大な核被害を経験した福島県民からすれば、この条約は絶対的なものではありません。しかし、だからこそより有效地にこの条約を生かすべく、世界に働きかけるのが政治家の務めなのではないかとも思うのです。

ところで今回のさや氏の「核武装が最も安上がり」発言。これが、核被爆国日本の政治家から出てきたものとすることを、私たち一般市民も重く受け止めなければならぬと強く感じます。このような発言を生む背景には、社会の中にそういう価値観が広く浸透してしまった事実があります。それが非力な教育のせいだとしたら、私たち教育者にもその責任の一端があるのでしようか。

ここ数年、私は2学期初めに平和学習を取り入

(核兵器廃絶国際キャンペーン)がその年のノーベル平和賞を受賞しています。さらに2021年には条約が発効し、記憶に最も新しいところでは、2024年の日本被団協のノーベル平和賞受賞。世の趨勢は明らかに核兵器廃絶に向かっています。

たしかに、世界では戦争や紛争が絶えず、核兵器がいつ使用されてもおかしくない状況にあります。また、ウクライナやガザでは、今も苦しんでいる人たちが大勢います。しかし、そんな状況においてもまだ三発目の核兵器は使用されていません。それは、広島や長崎の被爆者の方々の地道な努力が守ってきたからと言えるのではないでしょうか。

もちろん、核兵器禁止条約も万全ではありません。国連の主要国が署名せず、また唯一の被爆国日本も批准を棄権しました。ですから、今年6月、れた授業を行っていますが、とくに高校一年生は、8月6日、8月9日、8月15日が何の日かをほとんど知りません。広島に投下されたことは知っていても、長崎を知らないというのはざらですし、今年が戦後80年であることを見たしてどれほどの生徒が知っているでしょう。

しかし、だからこそ、安易な「核武装」発言に對して、それはおかしいと声を大にして言えるよう、日々の教育に工夫を凝らさなくてはとも思いました。

おはようの中に原爆落ちてきた 高橋悠真

教師も生徒も戦争を知らない世代。だからこそ深く学び合い、教室全体で平和を創造する授業を目指さなくてはと切に思います。

日本子どもを守る会発行
『子どもを守る会』 2025.10月号より

中村晋さんは高校国語科の教員で、震災前に相双地区の高校に勤務されたこともあります。現在は福島市内の高校定時制に勤務。金子兜太氏に師事した俳人。著書『第一句集 むずかしい平凡』など。月刊誌『子どものしあわせ』への連載は三年目です。